

規制の事前評価書

政策の名称	地域包括支援センターの評価の義務化	担当部局名	老健局振興課	作成責任者名	振興課長 三浦 明	評価実施時期	平成29年2月
法令案等の名称・関連条項	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法第115条の46第4項						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 現在、地域包括支援センターについては、その業務が過大になっていると指摘されているところであり、地域包括支援センターそれぞれの課題を踏まえた必要な体制の整備や、業務の整理を検討する必要がある。そして、その前提として、地域包括支援センターの実施する事業について、市町村や地域包括支援センターが適切な評価を行う必要がある。</p> <p>○ このため、評価指標を国において確立した上で、それに基づく市町村や地域包括支援センターの行う評価を義務化することとする。</p>						
想定される代替案	地域包括支援センターが実施する事業に関する評価について、地域包括支援センターの任意によるものとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	地域包括支援センターにおける評価を行うための報告様式への記載等の事務費用が発生する。	任意で評価を行った地域包括支援センターのみ、報告様式への記載等の事務費用が発生する。					
2 行政費用	地域包括支援センターがそれぞれの事業を評価する上での報告様式の作成及び報告があったものの処理等の行政費用が発生する。	地域包括支援センターがそれぞれの事業を評価する上での報告様式の作成、また任意ではあるが、報告があったものの処置等の行政費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他社会的費用は発生しないものと考えられる。	地域包括支援センターにおける評価が任意となるため、評価を行わなかった地域包括支援センターの事業について適切なPDCAが行われなくなり、業務改善につながらず、ひいてはその地域の住民に適切な介護サービスの提供が行われなくなる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	地域包括支援センターが行う事業について、適切なPDCAサイクルが生まれることにより、地域包括支援センターの業務負担の軽減等が図られ、その地域の住民に適切な介護サービスの提供が図られる。	地域包括支援センターの評価が任意となるため、地域によってその実施に差が生ずることとなり、便益を得られる住民とそうでない者が生ずることとなる。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案は法律上に地域包括支援センターにおける事業の評価を位置づけ、地域包括支援センターの設置者に対し事業の評価を義務づけることとなるため、一定の遵守費用等が見込まれるが、一方で、適切な評価により人員の加配や適正な委託費の確保等に結びつけることが可能であり、これにより設置者が便益を得られるほか、結果としてその地域の住民に適切な介護サービスが提供されることにつながるという便益も得られるものであり、これらの便益は、費用を大きく上回るものと考えられる。代替案は、法的な義務ではないことから、事業主の選択により遵守費用等は発生しなくなるが、その分上記のような便益を得られないのであるから、改正案のほうが望ましい。						
有識者の見解その他関連事項	<p>介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会) (2) 地域支援事業の推進 【地域包括支援センターの強化】 ○ 地域包括支援センターにおける課題は、介護予防支援や総合相談支援など、それぞれの地域包括支援センターで異なることから、市町村がそれぞれの課題を踏まえた必要な体制を整備するほか、引き続きそのための財源を確保するとともに、業務の整理を検討することが必要である。 このため、後述するように、地域包括支援センターの体制に関する評価の実施を通じて、市町村に対し適切な人員体制の確保を促すこととするほか、前述したように、国において介護予防ケアマネジメントの実施状況の把握・検証を行いつつ、介護予防支援との間で円滑な実施が図られるよう、事務手続き等の改善を検討することが適当である。</p> <p>○ 地域包括支援センターの活動を適切に評価していくためには、確立された評価指標により定期的に評価を行うことが必要であるが、現在、地域包括支援センターの評価は、努力義務として市町村がそれぞれの方法で実施している。</p> <p>○ このため、国において評価指標を定めるとともに、評価を行うことを市町村及び地域包括支援センターの義務とすることが適当である。また、市町村に対し地域包括支援センターの体制に関する評価の実施を通じて、適切な人員体制の確保を促し、またその結果を公表することが適当である。</p>						
レビューを行う時期又は条件	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						